

議案第26号

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表上越市災害弔慰金等支給審査委員会の項の次に次のように加える。

上越市入札監視委員会	委員長	〃 15,000円
	委員	〃 5,000円
上越市新産業創造支援事業審査委員会	委員	〃 15,000円
メイド・イン上越認証等審査委員会	委員	〃 15,000円
上越市立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会	委員	職務（対象団体の財務状況の審査を除く。）1回につき 5,000円
		職務（対象団体の財務状況の審査に限る。）一の団体の審査につき 5,000円
指定管理者の選定に係る委員会	委員（学識経験者）	職務（対象団体の財務状況の審査を除く。）1回につき 15,000円
		職務（対象団体の財務状況の審査に限る。）一の団体の審査につき 5,000円
	委員（学識経験者以外）	職務1回につき 5,000円
契約の相手方の選定に係る委員会	委員（学識経験者）	〃 15,000円
	委員（学識経験者以外）	〃 5,000円

別表学校薬剤師の項中「96,000円」を「152,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。